

## 点滴療法研究会準会員制度規定

### 第1条：目的

この規約は、点滴療法研究会（以下、「当会」と称する）の準会員（以下、「準会員」と称する）に対する規則と準会員制度の運営等について必要な事項を定める。

### 第2条：準会員の資格

準会員資格は、点滴療法研究会が定める条件を満たす医師・歯科医師・獣医師に与えられる。

### 第3条：準会員の条件

準会員は、点滴療法研究会マスターズクラブ会員（以下、「正会員」と称する）として満2年以上の活動と点滴療法研究会が制定するいずれかの認定医資格を認定されたものに限る。なお、正会員と準会員に同時になることはできない。

### 第4条：準会員の権利

準会員は、当会の定める範囲内で以下の権利を行使できる。

1. 当会 HP クリニック詳細ページへの掲載
2. 当会に認定された認定医資格の標榜

なお準会員は、当会の正会員としての資格を有さない。

### 第5条：準会員が遵守すべき基本事項

1. 当会の規則および方針に従う。
2. 当会の評判や名誉を損なう行為を行わない。
3. 当会に対して正確な情報を提供し、必要な情報の更新を適切に行う。

### 第6条：年会費

準会員は、当会に対して規定された準会員年会費年額 33,000 円（税込）を支払う。年会費の支払いは当会 HP 内のページより決済を行い、特別な事情がない限りその他の支払手段を認めない。

すでに支払われた年会費はいかなる理由があろうとも返金しない。

### 第7条：当会への情報提供

準会員は、当会からの連絡を受けるための手段として、連絡先等情報を提供する。

準会員は、当会からの重要な通知や情報を適切に受け取るべく責任がある。

#### 第8条：退会

準会員は以下の場合、退会となり準会員の資格を喪失する。

- 1.年会費を指定期日までに支払わなかった場合
- 2.正会員として復会した場合
- 3.当会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行った場合、または当会が準会員としてふさわしくないと判断した場合

#### 第9条：規約の変更

当会は、必要に応じてこの規約を変更する権利を有し、変更事項は電子メールまたは書面によって通知する。

#### 第10条：規約の適用

この規約は、当会と準会員との間の関係に適用され、準会員はこの規約に従う。

#### 第11条：規約の有効性

この規約は発効日から効力を有し、当会と準会員の有資格者に適用される。

点滴療法研究会

東京都渋谷区恵比寿 1-23-13 アルカイビル 4F

発効日:2023年10月1日